資料 1-1

職員提案制度に対する提案等ついて

1　職員からの提案や運用状況を踏まえて改正したもの

【7 月 18 日改正】

・ 採否決定の迅速化を図るため、最終採否の決定者を市長・副市長・教育長から主管部局長に変更した。
・ 職員提案が予算を伴う提案の場合、採否の決定が予算の確保の担保になるとの誤解を招かないよう、「採用」の定義を、所管課や主管部局長等が採用とした場合でも予算確保を担保するものではなく、予算措置がなされた場合に実施するという意味での採用であることを明記した。
・ 市の基本的な方針、政策及び市長の特命事項そのものを否定するような提案は、制度の趣旨である「業務改善の活発化」、「業務の効率化」、「市民サービスの向上」にはそぐわないため、対象外であることを明確化した。

【8 月 22 日改正】

・ 要領で、所管課での採否の方針案の決定者が不明確であったことから、決定者を部局長と明記した。
・ 不採用の方針とした提案等に対して職員から意見があった場合については、部局長が意見を踏まえて改めて採否を決定することとした。

【9 月 24 日改正】

・ 改善提案について、提案者からの一方通行ではなく所管課との意見交換の場を設けてほしいとの提案があったため、その運用方法を要領に明記した。

２　職員提案制度に関する職員提案

区分	提案内容	採否結果
通常	提案者と所管課の意見交換の場を設けてほしい。	採用
	市の基本的な方針、政策及び市長の特命事項そのものを否定する意見を提案できるようにしてほしい。	不採用
集中月間	職員提案の対象外である「市の基本的な方針や政策」は具体的にどのようなものか提示してほしい。	採用
	集中月間について、議論した結果、提案がない場合もあるため、各課に１件以上の提出を義務付けない。	不採用
	集中月間について、自課の提案が他課から見られてしまう報告フォルダへの報告では、他課に大きな負荷を与えてしまうような提案は提出しにくいため、匿名性を担保してほしい。	採用
	提案を単純に所管課に伝え所管課が答えるのではなく、行革推進課が意見を付けてはどうか。	不採用
	事務改善について、部局単位で上司・部下・同僚が顔の見える範囲で課題の共有・解決策を図ってはどうか。	採用